

IR推進法(カジノ等推進法)下での IR施設の法的な検討

講師 弁護士 ^{いとう てつや}伊藤 哲哉氏
アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー

日時 平成29年3月7日(火) 午後1時30分~午後4時30分

2016年12月、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律(IR推進法)が成立し、施行された。

今後のスケジュールは、2017年早々に、内閣総理大臣を本部長とするIR推進本部が設置され、ギャンブル依存対策基本法が通常国会に提出され、さらに同年中に、IR実施法案が国会に提出されるというものである。これまでの道は平坦ではなかったが、現時点でも新たに解禁されるIR施設の全貌はまだ明確ではない。

なぜならば、IR推進法はIR施設の設置・運営を具体的に規定するのではなく、それに向けた立法その他の措置をなすための手順や日程を規定するプログラム法案であり、その具体的な内容は今後定められるからである。

本セミナーは、このような状況下においてIR施設の設置・運営に関する法的な論点を検討する。

1. IR推進法の経緯と内容

- (1) これまでの経緯と今後の流れ
- (2) 具体的な内容

2. 地域、事業者、カジノ管理委員会

- (1) 地域の指定
- (2) 事業者の資格と選定
- (3) 国、地方公共団体、事業者の役割分担
- (4) 選定プロセス
- (5) カジノ管理委員会の位置づけと役割

3. 投資ストラクチャー

- (1) 施設の建築、所有、運営の関係
- (2) 複合施設
- (3) 投資・ファイナンス手法

4. 弊害の除去、公営競技等との関係

- (1) 刑法上の賭博罪・賭場開張罪
- (2) ギャンブル依存症
- (3) マネーロンダリング
- (4) 犯罪防止・治安維持・青少年の育成
- (5) 公営競技(競馬、競輪、競艇、オートレース)
- (6) パチンコ

※録音・ビデオ撮影はご遠慮下さい。



開催日

平成29年3月7日(火)
13:30~16:30

会場

茅場町・グリーンヒルビル
金融財務研究会本社 セミナールーム

東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8
TEL 03-5651-2030

地下鉄東西線・日比谷線 茅場町駅
6番出口より徒歩1分
(開場は開演の30分前です。)

参加費

1名につき34,900円
(消費税、参考資料を含む)

1社2名以上同時に参加お申込みいただいた場合、お2人目から1名につき29,000円。追加申込みの場合はその旨ご記入下さい。

申込先

金融財務研究会 ホームページ <http://www.kinyu.co.jp/>
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 グリーンヒルビル
TEL 03-5651-2030 FAX 03-5695-8005

申込方法

ファックス又は郵便にて参加申込書をお送り下さい。上記ホームページの申込欄からもお申込いただけます。折り返し、受講証と請求書を郵送致します。参加費は下記の普通預金口座に開催日前日までにお振込み下さい。(但し経理の都合等で間に合わない場合は、ご連絡いただければお待ちいたします。)参加費の払戻しは致しませんので申し込まれた方がご都合の悪い時は代理の方がご出席下さい。又当日ご参加になれなかった場合、当社および経営調査研究会主催の他のセミナーに無料でご出席いただけます。(但し新しいセミナーの参加費との差額が2,000円以上の時は差額をお支払いいただきます。また、振替は1年以内にお願いたします。)ご記入いただきました個人情報は、当社および関係会社の受講者名簿の整備や今後開催されるセミナーのご案内等に使用します。

振込口座

普通預金 口座名 (株)金融財務研究会

三菱東京UFJ銀行	本店	1642356	三井住友銀行	本店営業部	7397637
三菱UFJ信託銀行	本店	2818151	みずほ銀行	東京営業部	1427715
三井住友信託銀行	本店営業部	2993982	りそな銀行	東京営業部	1693669

----- 切らずにこのままお送り下さい -----

IR推進法(カジノ等推進法)下での
IR施設の法的な検討
3/7

参加申込書

FAX 03-5695-8005

平成29年 月 日

ご連絡・講師へのご質問等ご記入下さい	会社名	TEL FAX		
	所在地	E-Mail 〒		
	参加者ご氏名	部課名		
	〃	〃		
	〃	〃		
	〃	〃		
*セミナーコード 0445 (Law-290445)	書類送付先 (同上の場合記入不要)	ご担当者 TEL	部課名 FAX	

お申込の翌日には「受講証・請求書」を発送しておりますが、お手元に届かない場合は、弊社までご連絡下さい。